橘未来づくり協議会規約

前文

私たちが享受している地域づくりの精神は先人の皆さんが築かれた歴史や文化であり、私たちはその精神を後世へ引継ぎ、さらに新たな視点に立って、橘の未来を拓いていくことが大切です。

このため、次の５箇条を橘の地域づくりの理念に掲げ、住民同士のあたたかな地域の絆を深め、より良い未来をつくるため本会を結成します。

橘の地域づくりの理念

一．みんなが支え合い、明るく元気に暮らせる橘
一．みんなが地域の良いところを発見し、守り伝える橘
一．みんなが優しく、集まって話し合える橘
一．みんなが気軽に生き生きと参加できる橘
一．みんなが前向きに柔軟にチャレンジする橘

（名称）

第１条　この会は、橘未来づくり協議会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第２条　本会は、橘校区内で暮らす全ての人びとが橘の地域づくりの理念のもと、互いに支え合いながら、より住みやすく、より豊かな地域づくりを実現するため、「橘地域未来ビジョン（地域づくり計画）」等に基づき、地域づくりを推進することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域未来ビジョン（地域づくり計画）の策定及び改定に関すること
（２）　地域未来ビジョン（地域づくり計画）に基づく事業の実施に関すること
（３）　環境、防災・防犯、教育、福祉、スポーツ・文化などの地域課題の解決に関すること
（４）　地域住民の親睦及び交流に関すること
（５）　市の行政施策に対する支援、協力及び市への要望に関すること
（６）　地域情報の発信等に関すること
（７）　その他目的達成のため必要な事業

（構成員）
第４条　本会は、各種団体連絡協議会会長が指名する各種団体の代表者等をもって構成する。

（役員）
第５条　本会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　２名
（３）会計　　１名
２　役員は、協議会構成員の中から総会において選出する。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　役員に欠員が生じたときは、本会の会議において選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、その任期が満了した後においても、その後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

（役員の職務）
第７条　会長は、本会を代表し、会議の議長となる。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　会計は、本会の会計を処理する。

（監事）
第８条　この協議会に、監事２名を置く。
２　監事は、協議会構成員の中から総会において選出する。
３　監事は、会の運営及び財務会計の監査にあたる。

（顧問）
第９条　本会に顧問を置くことができる。
２　会長は、顧問に対し、本会の活動についての指導、助言その他協力を求めることができる。
３　顧問の選任は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（会議）
第１０条　協議会の会議は、総会、運営委員会とする。

（会議の開催及び運営）

第１１条　会議は、各会議の構成員の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ、これを開くことができない。

２　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（総会）

第１２条　総会は、本会の最高議決機関とする。

２　総会は、第４条の構成員をもって構成する。

３　総会は、毎年１回定期総会を開催する。

４　総会は、会長が招集する。

５　総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

６　会長が必要と認めるとき、あるいは第１項の構成員の３分の１以上の者から請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

７　総会は次の事項を決定する。

（１）　事業報告及び事業計画

（２）　決算及び予算

（３）　規約の制定及び改廃

（４）　役員の承認

（５）　地域未来ビジョンの策定及び改定

（６）　その他本会の運営に関し、特に重要と認められる事項

（運営委員会）

第１３条　運営委員会は、第５条の役員のうち会長及び副会長、第１４条に基づき設置する会の役員、第１５条に基づき設置する実行委員会の代表者、並びに第１６条に基づき設置する部会の代表者をもって構成する。

２　運営委員会は、総会において図るべき事項及び本会の運営に関する事項等を審議する。

３　運営委員会は、会長が招集する。

４　運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

５　会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（橘の未来を拓く会）

第１４条　本会の事業を機動的かつ柔軟に実行するとともに、地域の未来を担う人材発掘や育成を行うことを目的に「橘の未来を拓く会」を設置する。

２　「橘の未来を拓く会」の設置について必要な事項は、会長が別に定める。

（実行委員会）
第１５条　本会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、必要に応じて実行委員会を設置することができる。
２　実行委員会の構成及び運営方法等については、会長が別に定める。

（部会）
第１６条　本会の活動を推進するために、運営委員会の承認を得て、必要に応じて部会を設置することができる。
２　部会の構成及び運営方法等については、会長が別に定める。

（部会間の調整）
第１７条　部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

（会計）
第１８条　協議会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
２　本会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（解散）
第１９条　協議会の解散については、総会において出席者の４分の３以上の賛成を得なければならない。

（委任）
第２０条　この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

付則
１　この規約は、令和元年６月１４日から施行する。